

2009 年 10 月 5 日

環境省「グリーン税制専門委員会」事務局御中

本日の専門委員会で配布されました参考資料 2 につきまして、下記のとおり意見を申し述べます。

(1) 2 ページ第 3 の・の 1 行目：「環境税は、・・・公平に課税することができ、」とあります。課税の仕方は、被課税者について同率であれば、掛け方自体は公平といえるかもしれませんが、実態としては、企業などのようにそれを他の主体に転嫁できる被課税者と、家庭のように転嫁ができない被課税者とは実質上の税負担は異なります。公平性の評価にはいろいろな視点がありますので、このような単純な結論はいかがかと思います。

(2) 同じ・の 4-5 行目：「この二つの政策手法は、代替的というよりも相互に補強、補完の関係にある。」とあります。そういえる部分もありますが、被規制主体が一方は広く、他方は狭いといった点だけではなく、もっと重要な補完関係があるのに触れられておりません。それは、排出取引制度が炭素の市場価格を作り出すのに対して、環境税にはそのような機能がない半面、税率はもっぱら政府の意思により決定できるという違いがあるからです。温暖化に対する負荷のコストが市場により決定されるのと、政府により決定されるのとでは、それが経済行動に与える影響は大きく異なるので、その違いに応じた補完関係を重視するという視点が、上記のような指摘よりずっと重要だと思います。(この点は、後に述べる論点とも深い関係があります。)

(3) 2 ページ第 5 の・の第 2 段落：「既存エネルギー税制であっても、・・・結果的に環境税と類似の効果を発揮するものである。」との表現がありますが、これはここで念頭に置かれている環境税すなわち炭素税には妥当しない結論です。というのは、炭素税はエネルギーに含まれる炭素に対して課されるので、炭素排出係数によって大きく効果は異なります。仮にすべての化石燃料に 20%のエネルギー税を課す場合を考えれば、石炭に含まれる炭素にかかる税率は、天然ガスに含まれる炭素にかかる税率の 55%にしかありません。つまり石炭優遇課税となるのです。低炭素燃料から高炭素燃料への代替を促進する面のある税制と、高炭素燃料から低炭素燃料への代替を促す税制とが類似の効果を発揮するという結論は明らかにおかしいと思います。

(4) 具体的な文言に関するコメントではありませんが、本稿では「アナウンスメント効果」に関する議論が多くみられます。アナウンスメント効果は、本来規制主体のなんらかの行動に対する民間主体の解釈に基づいて民間経済行動が政策当局の意図する方向へ影響されることを表しています。このような政策当局の行動は、もちろん重要であるが、現在の問題に関して民間の意思決定にもっと重要な影響を与える要因は、市場自体が作り出す将来の削減コストに関する見通し(「炭素排出コストの見える化」と表現されているもの)です。これは税ではなく、公的な炭素排出承認単位の市場形成によりもたらされます。つ

まり、排出取引制度です。このような市場が形成されると、規制主体が供給する承認単位に対する民間市場が形成され、そこで現物価格だけではなく、先物価格も成立することになります。民間の排出主体は、それらの市場価格を日常の経済活動の決定に織り込んで行動するので、その影響範囲は公的主体の行動に関する予測とは格段の差をもったものとなるでしょう。しかし、このような影響は「アナウンスメント効果」とはいわないので、両者をともに論じる必要があるのではありませんか。そのような意味もあって、炭素税（環境税）の議論と排出取引制度の議論とをばらばらに行うのは、政策論議としては適切性を欠くものという感じをぬぐえません。

以上

専門委員会委員

天野明弘